

新型コロナウイルス感染症にかかる令和3年度分の固定資産税の軽減措置の手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者等（個人事業主も含まます）の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度分の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

<軽減割合>

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	令和3年度軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	1/2

売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は含みません。

<軽減対象>

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。
- 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合
※ただし、大企業の子会社等は対象外となります。

<対象となる税金>

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税

<軽減を受けるための手続き>

① 認定経営革新等支援機関での確認

軽減措置の対象であることを「認定経営革新等支援機関等（注釈1）」で、下記書類の確認を受けてください。

（注釈1）国の認定を受けている税理士や金融機関、商工会議所などです。具体的な認定経営革新等支援機関については、下記のリンクをご覧ください。

[中小企業庁HP「経営革新等支援機関認定一覧について」](#) [金融庁HP「認定経営革新等支援機関一覧」](#)

【軽減の対象となることを証明する書類】

- ㊦ 会計帳簿等の収入減少を証する書類（不動産賃料を猶予したことにより、特例の適用要件を満たす不動産賃貸業者にあつては、猶予の金額や機関等を確認できる書類も必要）
- ㊦ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（所得税の青色または白色申告決算書、収支内訳書等）
- ㊦ 法人登記簿謄本の写し等資本金を確認するための資料（法人のみ）

② 申告書を提出

認定経営革新等支援機関の確認印が押印された申告書を、**令和3年2月1日まで**に提出してください。

※提出にあたり、認定経営革新等支援機関に提出した書類の写しを添付してください。

※償却資産について本特例の適用を受ける場合は、令和3年度償却資産申告書も併せて提出してください。

軽減申告書 申告書の様式は、[こちらから](#)ダウンロードしてください。